通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業

にこにこプラザ六戸　運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人もみじ会が開設するデイサービスセンターにこにこプラザ六戸（以下「事業所」という。）が行う通所介護及び市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業第１号通所事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下、「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者、ひきこもりがちな高齢者、軽度認知症等のリスクのある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。

２　この事業所の従業者は、事業の提供に当たり、利用者に対し、家族との協力・信頼関係のもとにサービスを提供する。また、サービスの提供方法等について利用者が理解しやすいように説明を行う。

３　事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、町及び関係市の地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

４　事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

５　事業所は、以下の場合を除いて、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

（１）事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合

（２）利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し、自ら適切な指定通所介護を提供することが困難な場合。

６　事業所は、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に関わる地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名称　　デイサービスセンターにこにこプラザ六戸

（２）　所在地　青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字権現沢５４番地７６７

（３）　サービス種類　　通所介護

介護予防・日常生活総合支援事業第１号通所介護事業

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

１　通所介護、介護予防通所介護、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所サービス

（１）管理者　１名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、事業所に対する指定通所介護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、介護も兼務する。

（２）生活相談員　１名以上（常勤１名以上）

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

（３）看護職員　　１名以上（常勤１名以上）

看護職員（看護師、准看護師をいう。）は、指定通所介護のうち主として健康状態の確認その他利用者に必要な生活全般にわたる支援を行う。

（４）介護職員　６名以上（常勤１名以上）

介護職員は、指定通所介護のうち主として入浴及び食事の提供（これに伴う介護を含む）その他利用者に必要な生活全般にわたる支援を行う。

（５）機能訓練指導員　１名以上（常勤１名以上）

機能訓練指導員は、主として日常生活を営むのに必要な機能の維持向上及び、生活機能を維持向上するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日～土曜日

（２）営業時間　　午前８時から午後５時までとする。

・サービス提供時間

通所介護	９：００	～	１６：１５
第１号通所介護事業	９：００	～	１５：００
通所型サービスＡ	９：００	～	１３：００

（通所介護の利用定員）
第６条　事業所の利用定員は、１日あたり４０人とする。

（通所介護計画等の作成等）
第７条　指定通所介護等の提供を開始する際には，利用者の心身の状況，希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上に向けた通所介護計画等を作成する。また，すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は，その内容に沿った通所介護計画等を作成する。
２　通所介護計画等の作成・変更の際には，利用者又は家族に対し，当該計画等の内容を説明し，同意を得る。
３　利用者に対し，通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに，継続的なサービスの管理，評価を行う。

（指定通所介護等の提供記録）
第８条　事業者は，指定通所介護等を提供した際には，その提供日・内容，当該指定通所介護等について，利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額，その他必要な記録をサービス提供記録等に記載し、完結の日から５年間保存する。

（指定通所介護等の内容）
第９条　指定通所介護等の内容は次のとおりとする。
（１）　送迎に関すること
（２）　健康チェックに関すること
（３）　入浴に関すること
（４）　食事に関すること
（５）　口腔機能向上に関すること
（６）　要介護者に必要な日常生活上の世話に関すること
（７）　機能訓練・日常動作訓練・アクティビティに関すること
（８）　生活指導・相談援助に関すること
※　通所型サービス（従前相当）のサービス内容は、日常生活の支援、健康チェック、レクリエーション、機能訓練等、通所型サービス A の内容は自主的・主体的な体操、レクリエーション、交流等。

（通常の事業の実施地域）
第１０条　通常の事業の実施地域は、六戸町、三沢市、おいらせ町、十和田市、東北町（菩提寺・虫神・小川原地区）の区域とする。

（指定通所介護の利用料その他の費用）

第１１条　指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第１号通所事業の対象者においては、各市町村の介護相当サービス事業の実施に関する要綱が定める額によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額（１割又は２割又は３割）の支払いを受けるものとする。

２　前項に定めるもののほか、事業所は利用者及び身元引受人及び連帯保証人から以下の費用の支払いを受けるものとする。

（１）食事の提供に要する費用、おむつ代、その他の日常生活費（レクリエーション費含）は実費

（２）次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う場合の送迎費用

３　事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える指定通所介護等を提供する。定められた利用料金の全額（１０割）の支払いを受ける。この場合、支給限度額を超えた単位数に対する処遇改善加算分の支払いを受ける。

４　事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意を得るものとする。

５　指定通所介護等の利用者は，事業所の定める期日に，別途契約書で指定する方法により納入することとする。

６　事業所が利用者から第１項及び第２項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

（利用料等の変更）

第１２条　事業者は、介護保険法その他関係法令の改正や経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由等により、利用料等の変更の必要が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用料等を請求することができるものとする。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができる。

（利用料等の滞納）

第１３条　利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料等を３ヶ月以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、３０日以内の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

２　事業者は、前項の催告をした場合には、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と利用者の日常生活を維持する見地から、必要な協議を行うものとする。

３　事業者は、前項の協議を行った上で、利用者が第１項の期限までに滞納額の支払いをしなかったときは、文書で通知することにより契約を解約することができる。
４　事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはできない。

第１４条（サービスの開始）
「通所介護計画」作成及び説明と同意と同時に契約とし、サービスの提供を開始する。
２　居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に依頼している場合は、事前に介護支援専門員と調整し、通所介護計画を作成する。

第１５条（サービスの中止）
事業者は利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービス提供を中止することができる。この場合の取り扱いについて以下に記載する。
２　健康上の理由による中止
①　病気の際はサービスの提供を断わることがある。
②　当日の健康チェックの結果で、体調が悪い場合はサービスの内容の一部変更または中止をすることがある。その場合は家族に連絡の上、適切に対応する。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
３　利用者は、やむを得ない事情により休むときには、事業者に対して、サービス提供日の前日午後５時までに事業者まで連絡をする。当日の連絡となる場合、午前８時までに連絡をする。

（利用者の解約権）
第１６条　利用者は、事業者に対して７日以内に文書または口頭で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が７日以内の通知でもこの契約を解約することができる。
２　利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
（1）　事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
（2）　事業者が、守秘義務に反した場合
（3）　事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
（4）　事業者が、倒産した場合

（事業者の解約権）

第１７条　事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対し1ヶ月以上の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

２　事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、信頼・協力関係を毀損し、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができる。

３　事業者は、前２項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じる。

（契約の終了）

第１８条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了する。

（１）要介護（支援）認定または町の作成する個別計画に記載されるサービス提供期間において、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

（２）第１６条第１項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

（３）第１２条又は第１６条第２項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合

（４）第１７条第１項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

（５）第１３条第３項又は第１７条第２項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

（６）利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合

（７）利用者の要介護状態区分が非該当となった場合

（８）利用者が死亡した場合

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１９条　利用者は、通所介護等従業者の指示に従ってサービス提供を受ける。

２　通所介護等従業者は、事前に利用者に対して、下記の点に留意するように指示を行う。

（１）　主治医からの指示事項や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

（２）　事業所内における感染症の発生又はまん延防止のため、事業所が行う予防対策等の措置又は指示には従うとともに、自ら感染症発生の防止に努めること。

（３）　体調不良によってサービスの利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（４）　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を実施するので、これに協力しなければならない。

（５）　事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと
（６）　他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと
①飲酒は禁止する　②暴言・暴力の禁止　③金銭授受の禁止　④その他の勧誘等
（７）　正当な理由なしに、有する能力を発揮しないこと等により、自己の要介護状態等の程度を悪化させることがないよう協力する

（緊急時等における対応方法）
第２０条　通所介護等従業者は、サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）
第２１条　非常災害に備えて、地震・火災等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、年２回以上、定期的に消火、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）
第２２条　事業所は、通所介護等に使用する施設・設備・備品等は清潔に保持し，定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
２　事業所は、「業務マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。
３　通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに，年１回以上の健康診断を受診させるものとする。

（サービス提供困難時の対応）
第２３条　事業所は、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（居宅介護支援事業者との連携）
第２４条　事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、必要な情報を提供する。

（利用者に関する市町村への通知）
第２５条　事業所は、利用者が正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないこと等により、自己の要介護状態等の程度を悪化させたと認められるとき、及び利用者に不正な受給があるときなどには、意見を付して当該市町に通知する。

（利益供与の禁止）

第２６条　事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（秘密保持）

第２７条　事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者に、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

３　サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意を文書で得ておくものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第２８条　事業所は、利用者の虐待等の防止・人権擁護のため次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待を防止するための通所介護等従業者に対する研修の実施

（２）　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）　その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（事故発生時の対応）

第２９条　事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市町・県に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

２　当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

３　当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行う。

（賠償責任）

第３０条　事業者は、サービスの提供に当たり、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、利用者又はその家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の故意・過失等の責任を問えない場合はこの限りではない。

２　前項の履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

３　利用者又はその家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができる。

（苦情対応）

第３１条　利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、具体的な対応を行う。また、苦情の内容、その対応を台帳に記録保管し、再発を防止する。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第３２条　事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとする時は、その廃止又は休止の日の１月前までに、次に掲げる事項を六戸町又は青森県へ届け出なければならない。

（１）廃止し、又は休止しようとする年月日

（２）廃止し、又は休止しようとする理由

（３）現に通所型サービスを受けている者に対する措置

（４）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

（地域との連携等）

第３３条　本事業の運営に当たって、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

２　事業者は、当該事業所が所在する地域の自治会等の団体に加入するなどして、地域との交流に努める。

（その他運営についての留意事項）

第３４条　事業所は、通所介護等従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後１か月以内

（２）継続研修　年１回以上

２　事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者の選択に資するよう努める。

３　事業所は、自ら提供する介護の質を評価し、改善に努めるものとする。

４　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人もみじ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

５　本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定める。

この規程は、平成１８年　４月　１日から施行する。

平成１９年１０月　１日改訂
平成２０年　５月　１日改訂
平成２０年　６月　１日改訂
平成２１年　４月　１日改訂
平成２１年１２月　１日改訂
平成２２年　６月　１日改訂
平成２４年　４月　１日改訂
平成２４年　８月　１日改訂
平成２４年１１月　１日改訂
平成２６年　４月　１日改訂
平成２７年　４月　１日改訂
平成２８年　４月　１日改訂
平成３０年　４月　１日改訂
平成３１年　４月　１日改定
令和　３年１１月　１日改定